

## 第74回参議会 代表質問答弁及び一般質問答弁（目次）

参議会初日に行われた宗務総長演説・財務長演説に対する、参議会議員の代表質問及び一般質問並びに内局答弁の抄録を掲載します。

（質問・答弁ともに要旨として編集。また趣旨の変更に至らない範囲で一部表現を改めている箇所があります）

【2025年6月8日（日）】

### 代表質問

中谷 哲夫 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 一般質問

寺内 実 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

緒方 静磨 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

上田 幸一 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

久保田幸正 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

以 上



私は、この代表質問をするにあたりまして、あらためて真宗大谷派宗憲を読み直してみました。1970年代から80年にかけて発生した「お東騒動」と呼ばれる、宗門内の対立を経て、1981（昭和56）年6月11日に現行の宗憲が發布されました。

宗憲前文に謳ってある三つの理念①同朋社会の顕現 ②宗本一体 ③同朋の公議公論を根底にいたしまして、これほど公正・公平・公明な宗憲は、真宗大谷派の門徒として、誇るべき宗憲だとあらためて感動をいたしました。先人のご苦勞に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、この宗憲の精神を踏まえ、宗務総長や財務長演説で述べられました各施策を検証しながら質問をしてみたいと思います。ご答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、昨年、能登半島地震に続く豪雨災害に対し、宗派を挙げての支援活動は、多とするところであります。

しかしながら、復興も誠に厳しい状況であるともお聞きいたします。我が宗派の関係も再建どころか、解散に追い込まれている寺院もあるやに聞き及びます。門徒さんも他所への転居などもあり、場所によっては復興が困難であるとも言われています。寺院の統廃合も現実の問題としてあるやに伺いますし、状況報告と併せて今後の対策をまずお尋ねいたします。

次に、昨年4月に「行財政改革検討委員会」から今後の宗派運営の基本的な方向が示されました。この委員会報告書の中で強く印象に残るのは、宗派における今日までの業務遂行は、「点検と総括が決定的に欠けている」というふうに指摘をされているところであります。

宗務総長演説では、「宗門の質的転換を図っていく」とお述べになりました。しかし、この言葉は、50年前の嶺藤宗務総長がすでに述べておられたことだと申されました。だといたしますと50年経って同じことを言うということは、「この50年間は何だったんだ」というふうにおぼろげを得ません。時勢に甘えて安寧を貪ってきたといたら言い過ぎになるでしょうか。宗務総長の言われる「一人ひとりの意識改革」は、内局を含めた住職方皆さんや、我々門徒も含めての意識改革にかかっていると思うのです。

本当に今こそ、特に内局の皆さんや宗議会議員の皆さんは、改革の先頭に立つ覚悟と実行力が問われております。言葉だけの改革では、絵に描いた餅であります。いつまで経っても改革などできません。決めたことを断行するとした強い意志と実行力を我々門徒は望んでいるのであります。このことについてのご決意をお聞かせください。

委員会報告では、物価上昇や管理運営費の増大等によって、2040年度には一般会計経常部関係で90億円が必要になるだろうと予測をされています。2040年時点で寺院数は何カ寺になっているのか。門徒戸数は何世帯になっているのか。あるいは物価上昇はいくらになっているか等も想定されたうえでの見込みなのでしょうか。算出の根拠をお聞かせください。

門徒戸数も大きな減少が見込まれている中で、門徒への負担金の増額などはあり得ませんし、到底理解を得ることなどはできません。世間の大企業では黒字企業であっても、何万人もの思い切った人員削減をされて、自ら血を流す改革をしておられるのです。今年度の予算書の中にはそのような気配は感じられません。身内に甘い宗門の体質や痛みを伴わない改革などはあり得ません。事業のスクラップ・アンド・ビルドや人員削減なども含めて、改革をどのように進められるかお聞かせください。

この委員会報告を受けられて、1年余りが経過いたしました。教化改革、組織改革、財政改革と多岐にわたる内容であります。いずれも短兵急に改革できるものではありません。今日までの進捗管理と報告は着実にできているのでしょうか。ご報告をお願いいたします。また、推進計画は、短期・中期・長期に分けた明確な指針と、到達目標の進行管理を行うべきと思いますが、これをどのようにされているのかも併せてお答えください。

この行財政改革を進めていくうえでは、何よりも本山・教区・組・寺院・門徒との情報共有がなされない限り、改革は不可能と言わざるを得ません。宗務総長も言われる、「一人ひとりの意識改革」を進めていくためにも、この情報共有という点は欠かせません。私は、今のこの真宗大谷派に最も欠けている点だというふうに思っております。質的改革を進めるために、この情報共有をどのように進めようとするのか、具体的にお示しください。

次に、「同朋会員志還付金並びに教区交付金の交付基準の見直し」について伺います。

交付金は申すまでもなく、宗門のいのちたる同朋会運動の推進を支えるために、教化の現場に交付されているものであります。その交付金が、今般の行財政改革の中で、減額ないし中止、さらには給付額の変更もされようとしておられます。同朋会員志還付金については、25年度は前年の10%から5%に切り下げる、そして26年度には廃止するということになっていきます。同朋会員志に込められた本来の願いはどうなるのか。この願いと矛盾した対策は理解に苦しみます。減額さらに廃止されようとする理由は何なのか、ご説明をください。

次に、教区への交付金も、従来の御依頼額の17%交付の基準を変更するとした方向が示されています。教区改編後の組織運営に限界が感じられ、抜本的な体制の見直しが叫ばれている時に、交付金の支給基準だけを先行していかれることは、組織の混乱をさらに深めるだろうと思うのです。まず、組織全体への説明を行い、合意形成を図り、同時に体制の刷新を図ることが先決だろうと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

それから、この際にあらためて申し上げますが、御依頼額査定の数値単価の統一問題であります。私は、過去何度もこの数値単価の不平等性を指摘し、改善を求めてまいりました。いまだ解決されておられません。この数値単価の問題を解決せずして、交付基準改正だけを先行させることは、一層の不平等を生じさせます。この際、御依頼額の数値単価を統一し、新たな交付制度を策定されるよう強く求めます。これについての見解をお聞かせください。

次に、行財政改革の一環として、宗参両議会に議長の諮問機関「宗憲改正及び議員定数に関する委員会」が設置されました。私もこの委員の一人として参画をしてまいりました。まず、優先して予てからの課題でありました決算議会の新設につきましては、宗参合同の検討会を立ち上げて議論を進め、その結果、昨年12月に、いわゆる決算承認議会が開催されました。一定の成果を得たことは、大きな改革の一步でもありました。もとより課題も提起されてまいりました。今後の運営については検討が必要かと思っております。

そこで、次の課題は、「議員定数削減問題」であります。

この狙いは、経費削減と議員定数の公平配分の再構築であります。現在の議員定数の配分は、宗憲に謳う公平・公正・公明の精神に合致したのではなく、合理性に欠ける不平等なものであることは、内局の皆さんもよくご承知のはずであります。2021年8月、時の宗議会議長でおられた新羅議長から、我が参議会の中山議長宛に、議員定数削減案、これは一つの案でありますけれども、65人から43人とする一つの案が示されました。これを受けて、参議会でも議論を重ね、昨年2月23日参議会としての教区改編を加味した定数配分の見直しと議員削減案、これは私どもは65人から55人にするという第1次案をまとめて、中山参議会議長に提出

をいたしました。宗議会の議長にも同報告書は回付されているはずであります。内局におかれても、承知いただいているはずであります。その後、私どもは協議の再開を宗議会議員に要請してまいりましたが、いまだその反応はありません。ぜひ早期再開を望むものであります。このことを宗務総長にお尋ねをすると、多分、両議会のことだから両議会で協議してほしいと答弁をされそうですが、宗務総長をはじめ内局の皆さんは、宗議会議員を代表しておられる方々、中でも最大会派の興法議員団代表の方々でもあります。経緯は十分にご承知のはずですので、どうか、指導力を発揮していただいて、協議が進むようにお力添えを願いたいというふうに思います。いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、「大谷祖廟整備計画」について伺います。

2023年12月に立ち上げられた「大谷祖廟総合整備に関する委員会」で審議が重ねられ、4月に答申が出されました。整備計画では1点目として、境内各所の土木的な安全対策、2点目は庫裡・事務所、納骨所等の老朽化対策、3点目は混雑解消のための待合所、受付、参拝スペースの確保、4点目は総門から祖廟事務所までの9mの高低差の解消対策、5点目として納骨堂建設の検討について審議されたと思っておりますが、その事業費は、42億円を超えると想定されています。その財源の確保については、答申に記載はあるものの、資金調達の具体的な割合は示されておりません。どこにその財源を求めていこうとされているかお述べください。

また、事業費の算出は、不確定要素が多く、見込み額をオーバーする可能性が高いと私は思っております。無制限に膨らむようなことは当然ながら許されません。慎重に工夫いただくようお願いいたしておきます。この整備計画完成後は、宗派自らの収入財源の確保に貢献する施設になるともお聞きいたしております。その根拠と背景、そしてその見通しをわかりやすく説明いただきたいと思っております。

次に、宗門のいのちとも謳われる「同朋社会の顕現」について伺います。

同朋会運動が提唱されて60数年となります。しかし今なお、同朋会運動に関して多くの意見や不信感があるのはなぜなのでしょう。宗門を支えるいのちの運動と言われながら、同朋会員である育成員や推進員、さらにはこの方々を支えるべきはずの住職が、同朋会運動の本質や意義について、いかほどの方が熱意を持って語るのでしょうか。このあたりの問題が解決されない限り、運動の願いは達成されません。理念が空転し、行き詰まりの状況と感ずるのは私だけではありません。しかし、私の知る青年層の中に、宗派の将来に不安を感じながらも、勉学に励み、熱心に宣教活動をしておられる方もおられます。総じて若い住職には意欲的な方が見受けられます。このような青年層に焦点を当てて、同朋会運動を進めるのも一つの方法ではないかと思うのですが、宗派としてこの同朋会運動、本当にどのように進められるのか、具体的な確固たる対策をお伺いいたします。

次に、「教区改編」について伺います。

事情により、能登・金沢教区の教区改編は3ヵ年の延期措置がとられています。来月には山陽四国教区の改編が予定されており、18教区となります。改編後の予算ベースと人員削減等における効果は分析されているのかどうかお答えください。合併を先行させた教区では、広域化による施策の調整や展開に大変ご苦勞をいただいていると思っております。さらに人材不足による対応力の欠如など課題が生じているとも聞きます。今後の宗務行政の展開を考える時に、教区の果たすべき役割は大変重要であります。教区の機能強化なくして施策の展開はできないと思っておりますが、この機能強化をどのようにされるのかお伺いをいたします。併せて、改編後に様々な意見や課題が提起されております。課題等の把握と総括はいつ行うのかもお示し

いただきたいと思えます。

次に、宗派の広報紙として、『同朋新聞』が毎月75万部発行されていると聞いております。組織部から企画調整局に担当が移され、2026年1月からは現在の8ページから12ページに増やされると聞きますが、その意図はどこにあるのでしょうか。私どもの宗政調査会では、毎年配布状況が問題になり、改善を指摘してまいりました。寺院と門徒との関係希薄化を防ぎ、一人ひとりの意識改革の要となる機関紙ですが、活かされていません。同朋会運動推進のための一丁目一番地の大切な広報紙が、十分に活用されず、多額の浄財が無駄にされている実態があります。次年度予算には前年比1,984万円、2,000万円近い増額予算が組まれていますけれども、現状のものでは無駄の積み上げにならないか心配であります。何よりも全門徒への配布を進めることが先決であり、ただページを増やすだけでは駄目なのではないでしょうか。まず完全配布に努めるべきと考えます。門徒への配布協力を求めることも一つの方法ですが、何よりも、「住職の意識」が問題であります。どのように指導されるのかお伺いいたします。

次に、「教勢調査」について伺います。

昨年1月、全国の所属寺院に10年に一度と言われる第8回の教勢調査が行われ、中間報告が出されました。この調査内容は各寺院の実態を詳細に調査されたもので、貴重な資料であります。門徒の減少、教化組織の衰退・解体、宗門の基盤が確実に衰退していると、その調査員も指摘をされておられます。また同時に、寺院の苦悩も深く、放置できない状況とも指摘されております。この調査実態を見て、どのような感想をお持ちかお聞かせください。

この教勢調査は、今後の行財政改革はもとより、宗政改革のための一級の資料だと思います。ぜひ今後の改革に活かしてほしいと思えます。そして思い切った対策を講じ、体質の改善を図っていただきたいと思えます。教勢調査の今後の活用方針と併せて、総括的な報告書はいつ出されるか、その予定もお聞かせください。

最後に、我が宗派の僧侶養成機関の一つでもあります「大谷専修学院問題」について伺います。

本年度の学生募集は中止されました。この問題については、職員2名が告発人となり、人事異動の正否について訴訟が起こされました。また告発者の主張がSNSに繰り返し発信され、情報が混乱をきたしました。この一連の混乱の中で、告発者の1人が、学院長との話し合いの中で、怒声を発し、椅子を蹴るなどという行為があったとも聞きます。大谷派の教師を養成する職員が、このような行為をしたとすれば許されることではありません。

また2名の地位保全仮処分申し立てについては、その判決が本年3月27日京都地方裁判所において出され、当局が行った人事異動は、違法であるとの判断であったように聞きます。なぜそのような判決になったのかを説明をいただきたい。また、この判決については、内局はどのように受け止めているのでしょうか。今後学院の再開に向けて、どのように取り組みをされるのか、また再開はいつになるかをお聞きいたします。

## 【答弁】

### 木越宗務総長

私からは、「同朋会運動」についてお答えいたします。

中谷議員のおっしゃる「同朋会運動がいかなるものであるのかが了解できていない方々が

いる」ことは私も実感として持っております。同朋会運動どころか、念仏に対する自信が持てないという方が実に多い、そこに問題の根本があるというふうに思っております。ご存じのように念仏は呪文ではありません。何か願い事を叶えようとした時に、唱えるようなものではない。これはみんなが知っている。知っているが、では「念仏とは何か」、そう問われた時に、それが明確でない。家が昔から門徒だから、お寺が真宗寺院だからなど、受け身な理由で念仏とのご縁を語る人がどれほど多いことか。ここに問題の根本があるのではないでしょうか。

「念仏とは、呪文ではなく仏教なんです」。このように教えてくださるのが故平野修先生です。平野先生は金沢、同郷の方で、非常に親しくさせていただいておりましたが、先生ほど徹底して念仏を分かったものとせず、言葉は適切とは思いませんけれども、徹底して念仏を疑い、親鸞聖人に詰め寄るかのように学ばれ、そして最後には、親鸞と念仏に絶対の信頼を持つことのできたお方であります。東本願寺出版からも多くの著作が出ておりますので、まだお読みでない方はぜひお手に取っていただきたいと思っております。平野修先生です。

私どもが先達から大切に受け継いできた同朋会運動は、同朋社会の顕現を使命とする宗門の営みです。教えに足もとを照らされながら、聞法求道し続ける運動であります。現内局は、2018年に報告された教学会議からの「慶讃法要とその先の教団のビジョンを見据えた教学教化の指針」を通底する指針としております。その内容の一つ一つに触れることはいたしません。運動の意義や理念の共有について、私は、宗務総長を拝命して以来、「真宗再興」を道標として、演説で縷々申し述べさせていただいております。

議員がおっしゃった「運動に関しての多くの意見や特に不信感がある」とは、言い換えれば「同朋会運動がわからない」「成果が上がらない運動をいつまで続けるのか」といった声でありませうか。同朋会運動とは何か。平野修先生のように、その問いに立って学ぶことが重要なのでございます。

同朋会運動の具体相とは、今回の演説でも述べさせていただいたとおり、各寺院が「一人の念仏者の誕生」を願って、創意工夫しながら大切に続けられてきた教化事業そのものであります。一カ寺、一つの組、一つの教区が織りなす教化事業、その繋がりの中にあるものは、生き生きとした同朋会運動を実践なさっております。その中に加わらないものは分かりようがない。同朋会運動が、また念仏が具体的なはたらきとして実感できないのでしょうか。だから、運動を広げなければならない。「同朋会運動は失敗だった」と平然と言ってかかる人がいまだにいます。私はいつもその方には、「いいえ、まだご自分の中で始まっていないだけです。生まれれば成功します。さあ、ともに始めましょう」と。

つまり、同朋の会や子ども会など、「私のお寺で大事に続けられているこのことが同朋会運動です」と、教化の最前線たる寺院において、僧侶と門徒が自信を持って語り、確信しあつて欲しいのです。それは、社会から求められている宗教法人たる寺院の「公益性」の確かめともなりませう。南無阿弥陀仏のもとにある活動を信頼してください。

また、議員にご紹介いただいたような意欲的な若い住職は宗門の宝であります。今回の「教勢調査」においても、世代別の分析を行ったところ、青少幼年を教化対象としている住職は30代、40代で高い傾向にあつたり、対面や真宗本廟奉仕のような、寝食を共にする聞法・学びのニーズが若年層の住職ほど高いことも見えてまいりました。

演説でも述べさせていただきましたが、教区の慶讃法要において、「ここからがスタートだ」という言葉を教化委員など、次世代を担う若手の方から多く聞かれたことが非常に印象的で

した。

先ほど議員も触れていただいた山陽四国教区、これは山陽・四国教区の本当に改編がされる直前の山陽教区最後の独自の大きな研修会でしたけれども、山陽教区の「非核非戦のつどい」の折にも、四国教区の方が数多く参加されており、「山陽教区の学びを私たち四国教区の学びとしよう」「これから共に新教区を作っていこう」という意気込みを感じました。各教区において、次世代を担う若手の方々は間違いなく育っています。あとはその活動を効果的に支援するのが、宗門の仕事と肝に銘じております。

同朋会運動は、現在進行形のものであり、言い換えれば、いつも始めるものであります。日々の朝夕のお勤めも、法事も、同朋会運動の始まりであり、確認の場であります。

皆さん、同朋会運動の推進とは、念仏が鳴り響く場の創造に他なりません。念仏は世界に、次世代にまだまだ届いていません。我々の努力はまだまだ足りません。しかし、運動はまだまだ歩んでいる真っ最中であります。終わりはないのであります。仏の教えである「念仏」に絶対的な信頼をもって、相共に運動を推進してまいりましょう。

### 長峯財務長

私からは、「大谷祖廟総合整備事業に関する財源確保」「整備事業が宗派収入財源確保に貢献する根拠と見通し」についてお答えいたします。

大谷祖廟の整備事業に取りかかろうとするその目的は、親鸞聖人の御廟所としての歴史と真宗門徒の納骨の伝統を継承するとともに、これまで親鸞聖人の教えに出遇うことになかった方々に対して、納骨を大切なご縁として、大谷祖廟が信頼されて選ばれ、大谷祖廟にお参りして満足し、そして感動する場所になるための儀式・受付・案内、そして、そのための施設整備を目指し、結果として、宗派の財源として増収になることを目的にいたしております。

答申書には、整備工事にかかる総工費として約42億円が内訳とともに記載されておりますが、整備計画の視点を踏まえて、その概略を確認させていただきます。

第1の安全対策では、境内各所の急傾斜地の擁壁の補修や境内排水の改良と、築50年が経過した祖廟事務所の耐震補強対策。

第2の老朽化対策では、御遠忌記念事業で未整備の北門、茶室や太鼓楼の修理・保存。

第3の混雑解消では、ゆっくりとくつろいでいただける参拝者の待合・受付・参拝のスペースの確保。庫裡の改修においては、履物を履いた状態での出入りができ、庫裡2階に第二本堂として読経所を新設することで、庫裡から御廟までのアクセスが可能となり、納骨に来られる参拝者の利便性向上を目指します。

第4のバリアフリー対応では、急傾斜地にある大谷祖廟において、総門向かって北側スペースに車寄せを設け、南側スペースにエレベーター棟を設置することで、祖廟事務所までの9mの高低差をアクセスしやすくし、高齢者に負担をかけない建物・設備の設置。

そして第5の視点として、現代のニーズに応えるため、現在の東大谷墓地事務所の場所に納骨堂の新規建設を見据えております。審議会において、整備工事範囲を細かく定め、加えて、昨今の建設資材や労務費の高騰の影響もあり、現段階では約42億円と試算されたことであります。

約42億円の財源確保についてであります。審議会の中で、納骨者への懇志金勧募、全寺院へ御依頼割当を伴わない形での懇志金勧募、大谷祖廟御修復賦課金、真宗本廟諸施設営繕

積立金をはじめとする宗派保管金や平衡資金について議論されましたが、現段階において具体的な割合はお示しできるまでには至っておりません。

次年度設置予定の条例による委員会においても、必要となる工事をあらためてご審議いただき、慎重に判断し、経費削減に最大限努めてまいることとさせていただきます。

次に、「整備事業が宗派収入財源確保に貢献する根拠と見通し」について申し上げます。

大谷祖廟の状況については、納骨者数は2014年度が9,082件、2023年度は9,967件となっており、直近10年間の推移では微増しております。厚生労働省の死亡者数及び死亡率の推移と将来推計を見ましても、2040年までは死亡数の増加傾向にあって、以降も緩やかに減少はするものの、納骨者数は増加していく見通しを立てています。

また、個人墓を中心とした「墓じまい」の傾向が進んでいることから、大谷祖廟納骨者数は今後も微増することが考えられます。なお、全日本仏教会が大和証券と共同で実施した「仏教に関する実態把握調査（2024年度）」において、遺骨を他の人の遺骨と一緒に納骨する「合祀墓」や、遺骨を他の人と一緒にすることなく共同の安置スペースで納骨する「合葬墓」については、条件次第で購入の選択肢になるという結果が出ていることから、整備事業において、多様化した現代の納骨ニーズに応えることが肝要であると考え、親鸞聖人の御廟と東大谷墓地の個人墓に加えて、納骨壇と個別合葬式の納骨堂が計画されたことであります。

整備事業による増収の見通しとしては、祖廟納骨志の増収が見込まれることに加えて、納骨堂については、制度設計にもよりますが、契約がすべて叶えば、将来的には約60億円の収入を見込んでおり、この冥加金収入も新たな宗派財源として考えているところであります。

### 佐々木参務

私からは、「行財政改革」「議員定数の見直し」についてお答えします。

はじめに、「行財政改革」についてお答えします。

まず、先日の宗務総長演説においても、改革の基礎として、「宗門における改革とは、一人ひとりの改革でなければならぬ。我々一人ひとりの改革がすなわち宗門の改革である」と述べられました。今日の「大谷派なる宗門」に身を置く私たちが、宗門の使命である「真宗再興」を期す。このことが行財政改革の必然性であります。

中谷議員からは、「決めたことは断行する強い意志と実行力を門徒が望んでいる」と、強い励ましのお言葉をいただきました。自らが宗門を担う一人であるとの自覚のもと、共にその使命・責任を果たしてまいりたく存じます。

次に、「行財政改革検討委員会報告」で触れられた「2040年度の宗派一般会計経常部予算予測の試算根拠」についてお答えします。

この試算は、過去10年間の決算の推移から算出された平均成長率に加え、日本銀行が発表する経済・物価情勢の展望も参考にしつつ、予測されたものであります。当時の宗務改革推進本部では、検討委員会の協議にあたり、第7回教勢調査や国の人口動態の他、寺院・教会や僧侶、門徒戸数といった宗門現勢の推移を基礎資料として提示したものであり、それらも踏まえての議論がなされたものと認識しております。

次に、「人員削減と事業精査、歳出削減」についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、2025年度予算における人件費については、増額の予算化がなされております。これは、職員の生活保障や人材確保の観点から、基本給を増額して人件費を計上

したことによります。

一方で、厳しい宗門財政の現状に鑑みた人件費の適正化の必要性は十分に認識しており、昨年実施した宗務役員を意識調査結果に基づいて、働きやすさ改革をはじめとした人事制度の見直しに着手しております。人件費抑制の視点も持ちつつ、検討を重ねてまいります。

また、事業精査や歳出削減については、先日の財務長演説で述べられましたとおり、繰越金収入同額は、将来の支出に備える資金として積み立てる方針が、2025年度予算編成方針で達成されました。これは、施策の「選択と集中」がその実を得たとも言えるものであります。

一方で、一つ一つの歳出科目を少しずつ削り積み上げる手法は、限界とも言える状況にあることから、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式を参考にしつつ、2026年度以降も引き続き「選択と集中」に取り組んでまいりたく存じます。

次に、「改革の進捗管理と報告」についてお答えします。

現在の進捗につきましては、宗務総長演説で4つの柱として伝えられたとおりであります。今後、行財政改革推進本部職制第8条に定める「行財政改革推進会議」並びに「行財政改革常任委員会」を中心に進捗管理を行い、議員各位にはこれまで同様、宗政調査会等の機会を得て、その進捗状況をご報告させていただきたく存じます。

次に、「短期・中期・長期に分けた推進計画の策定」についてお答えします。

昨年の五来議員からの代表質問において、行財政改革の推進については、課題の優先順位を見定め、順次可能な改革から着手し、柔軟かつ効果的に推進する旨をお答えいたしました。このため、現時点において、改革の全体像である推進計画をお示しすることは考えておりません。できるところから着実に、強い決意を持って取り組んでいることでもありますので、どうぞご理解を賜りたく存じております。

次に、「情報共有」についてお答えします。

ご指摘の課題は、「行財政改革検討委員会報告」においても指摘されており、現在プロジェクトを設置して協議を進めております。具体的には2025年度において、『同朋新聞』の充実や宗派ホームページの刷新を予定する他、デジタルツールを活用した情報発信の充実を目指してまいります。

次に、「同朋会員志還付金の漸減・廃止」についてお答えします。

同朋会員志還付金が願いとするとところは、どこまでも同朋の会の発展に資するために用いるものであり、このたびの方針は、金員の還付から教化に関する情報発信の充実に転換することを趣意としたものであります。そのためには、真宗同朋会の機関紙たる『同朋新聞』を刷新させるための経費として位置付けることが必要であると判断したことであります。同朋の会の結成促進と活性化を願った施策という点においては、何ら変わるものではありません。

なお、同朋会員志そのものについては、僧侶・寺族・門徒すべてが同朋会の会員であり、会員が自覚的に教団の護持・発展のために拠出する会費であることから、これを廃止するものではありません。

また、2019年度までは、同朋会員志収納に対して、教区交付金および同朋会員志還付金が交付されておりましたが、行財政改革の一環として、2020年度からは、教区交付金の交付率を漸減させ、現在は同朋会員志還付金として、その収納額の10%のみが交付されております。2026年度からの新たな交付金交付基準においては、これを改め、同朋会員志の収納に対しても、教区への交付金の対象として、新たな交付金交付基準を適用する予定でありますことを

念のため申し添えさせていただきます。

次に、「交付金制度改革」についてお答えします。

ご承知のとおり、昨年、行財政改革検討委員会から提出された報告書には、現在の交付金制度について、交付基準は教区ごとの御依頼収納額に基づいており、教化の対象（寺院・僧侶・門徒など）は考慮されていない。しかし、教材一如の観点から見れば、財の抛出と教えの伝達は一体であり、すべての教区や組が御依頼の多少にかかわらず、同じ水準で教化活動を行えるように制度を改めるべきである等の課題が指摘されております。

内局といたしましては、これらの指摘を踏まえ、まずは一步を踏み出す端緒として、このたびの交付基準を策定したことであり、2025年度を制度変更にかかる周知・準備期間として位置付け、2026年度からの実働を図るものであります。

中谷議員からは、教区改編に伴う新教区の課題についてご指摘をいただきました。来る2025年度を通じて、本制度にかかる趣意を徹底して進めてまいりますので、何卒ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、「御依頼金の指数単価」についてお答えします。

各教区御依頼額の門徒1指数あたりの単価につきましては、第1回門徒戸数調査結果を御依頼割当基準の要素とした2008年以降、これまで4回の門徒戸数調査と新割当基準策定の都度、確実に指数単価の平準化に向けて歩みを進めてまいりました。具体的には、2007年度以前は、その差が4倍程度であったものが、2024年度においては1.83倍までに縮小されております。

中谷議員からは、指数単価を統一したうえで、新たな交付金交付基準を策定すべきとのご提言をいただきました。しかしながら、すぐさま全教区同額の指数単価とした場合、教区によっては御依頼額の急増急減となることが試算されており、各教区への御依頼増減は、ある程度緩やかにせざるを得ません。

このため、宗務執行の責任をお預かりする内局といたしましては、御依頼の実効性に鑑み、各教区御依頼額の急増急減による混乱をきたさぬよう配慮しつつ、引き続いて平準化に向けて、取り組みを進めてまいりたく存じますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

なお、このたびの交付金制度改革の実働にあたっては、社会状況や教区の変化も見定めつつ、今後、必要に応じて見直していくことも肝要であると考えておりますことを申し添えます。

最後に、「議員定数」についてお答えいたします。

まず、参議会の皆様におかれましては、議員定数の見直しについて、議長の諮問会議をはじめ、真摯で積極的なご検討が進められておることに、内局として深く敬意を表するものであります。

議員定数の見直しは、宗会全体の構成と機能にかかわる重要な課題であり、私ども現内局の構成員が、宗議会議員でもあるという立場から、宗議会における協議が早期に進められるよう、引き続き必要な働きかけを行ってまいります。併せて申し上げますと、定数の変更のみにとどまらず、それに伴って、委員会の構成や参与会・常務会の定数など、議会制度や運営全体の見直しも重要な視点であると考えております。また、議会運営に携わる職員の体制についても、併せて検討が必要となりますので、これらの点については、決算議会の議論における前例に倣い、両議会において基本的な方向性を見定めていただいたうえで、内局も共

に制度設計にかかわりながら議論を深めてまいりたいと考えておりますので、引き続き積極的なお取り組みをお願い申し上げます。

### 轡田参務

私からは、「被災地の現状と今後の支援」「教区改編」についてお答えいたします。

本年6月で、令和6年能登半島地震から1年5ヵ月が経過いたしました。特に地震に続き、奥能登豪雨により二重の被害を被った珠洲市や輪島市などの奥能登地域においては、いまだ復旧・復興の道半ばという状況であり、息の長い支援が必須であると受け止めております。

そのような中、宗派といたしましては、聞法道場である本堂等の復興に資する金員として、本年3月より共済金（総額49億4,013万円）の給付を開始いたしました。今後、具体的に聞法道場である本堂等の復興にあたっては、行政の「指定寄付金制度」の活用をはじめとした寺地移転や合併等に係る事務サポート等も、現地の状況を見定めながら行ってまいりたいと存じます。

また、今後の被災者支援につきましては、現地災害救援本部及びボランティア支援センターと連携し、これまでも行ってきた三折御本尊の授与、ボランティア活動の支援を継続し、そして昨年に引き続き、本山御正忌報恩講において、市民緑地「お東さん広場」を活用しつつ、能登復興支援事業等を実施する予定であります。

併せて、次年度、首都圏教化推進本部においては、被災地の能登教区に所属する寺院やご門徒が「仏事代行制度」や「離郷門徒の集い」を活用した際の支援についても予算化しており、被災し避難された方々が、所属寺院及び真宗の教えとの縁が途絶えぬよう、金沢教区との教区改編を見据えた復興支援の取り組みも進めてまいりたいと存じます。

なお、来る6月21日には、能登教務所（済美精舎）において、「第53回能登教区同朋大会・令和6年能登半島地震 奥能登豪雨物故者追弔法会」が門首ご夫妻の出向のもと、教区をあげて勤修されます。

地震及び豪雨で亡くなられた方々を悼み、ご遺族、被災者の皆様の悲しみの心に寄り添い、仏法をよりどころして立ち上がる姿を相共に確かめ、被災地の方々の「言葉にならない心や思念」を丁寧に聞き取りながら、能登地震において「念仏の音が響く場の創造」に力を尽くしてまいる所存であります。

次に、「教区改編」についてお答えします。

まず、これまでの教区・組の改編が実現してまいりましたのは、厳しい宗門財政の中、事務効率化と経費削減を図りつつ、細やかな教学・教化の取り組みの推進を図らんとする改編の趣旨にご理解をいただき、各教区の方々が主体性を持って、新たな教区像の創造を成し遂げていただいたものであると受け止めております。あらためて、関係各位のご尽力に深甚なる謝意を表するものです。

はじめに、改編による経費の節減効果においてのお尋ねであります。ご承知のとおり、これまで教区改編により削減された経費を勘案し、改編後の教区を対象として、新教区発足後の経常費御依頼についての減額を継続して行ってまいりました。この算出にあたっては、教区における教務所員の減員を根拠とし、このたびの山陽四国教区発足を踏まえすと、年あたり約1億9,000万円余りの削減であると算出いたしております。

次に、議員からご示唆いただきました、「今後の教区の果たすべき役割の重要性」につきましては、全くもって意を同じくすることです。教区人お一人おひとりが地域事情や

教区の特성에応じて、自らの教区のあるべき姿を考え、見直し、点検しながら、主体的にかつ継続的に取り組みいただくことを念願するものであります。

なお、教区や組が広域化する中、その運営に様々な戸惑いが生じていることについても意見が寄せられていますが、一方で、小規模な組や兼業住職の多い組では、「教化事業の活性化が感じられるようになった」との意見や、「新たな人の交流も生まれた」とのお声もお聞きしております。

また、九州教区においては、スケールメリットを活かし、改編を機に仏事サポートセンター福岡を設置され、都市圏における開教事業の展開を図られています。この仏事サポートセンターは、本年には新たな土地を得て、自前の建物を建築して、更なる開教の充実と展開が進められています。

各新教区の発足後、様々な課題やご意見をいただいていたことを踏まえ、一昨年宗会で条例改正を行いました。具体的には、中央改編委員会の業務に新たな教区が発足した後の課題の調査・研究を加え、新教区の発足時には解消できなかった課題を聞き取りながら、その打開策やサポートについて、中央と教区が往復運動しながら検討を深めているところであります。今後、どのような持続的なサポートが必要なのか、内局といたしましても、引き続き、中央改編委員会と協調しながら考えてまいりたいと存じます。

#### 山田参務

私からは、「『同朋新聞』の配布拡大」「教勢調査」についてお答えします。

まず、明年1月にリニューアルする『同朋新聞』について、企画調整局は、寺院活性化や各教区教化委員会を所管しておりますので、それらの教化情報を有する企画調整局に移管するものであります。この取り組みは、行財政改革の推進であるとともに、真宗教化センター構想の第2ステップとしても位置付け、宗務所教化関係部門の総合力が結実されるものとして取り組んでまいります。

新聞の編集方針として、「あなたの暮らしに確かな真宗(よりどころ)をお届けし、あなたが仏に、あなたがあなたに、であう新聞」とすべく、「毎月の暮らしに、心に、必要な新聞」と言われる未来を創ってまいりたいと考えております。紙面を12面に拡大いたしますのは、紙面構築の視点として、5点を定めております。

- 1、宗派の基本情報をはじめ、葬儀や法事、納骨といった仏事の意義を伝える「情報性」
- 2、教育や福祉など、宗派が社会に貢献している活動を伝える「社会性」
- 3、社会の出来事や価値観を真宗の視点から問い、読者間の対話を深める「対話性」
- 4、あなたはあがまま尊い存在であることを伝える「尊厳性」
- 5、時代や国、世代などを越えた言葉とのであいを生活に届ける「超越性」

これら5つの視点で紙面を構築すべく、12面構成といたしました。そして、インターネットも含め宗門全体の姿を幅広い世代に、開教の視点をもってお届けしてまいります。

『同朋新聞』を配布して、同朋会運動を推進する・次世代に教えを手渡すことを担うのは僧侶・門徒一人ひとりです。「配りたくなる新聞」「寺院の教化事業で使いたくなる新聞」を念頭に作ってまいりますので、各教区・組・寺院のところでも、新聞の配布拡大を期した取り組みをぜひお願いいたします。

具体的には、寺院や組の集まりといった一人ひとりの足もとから、新聞の配布・活用状況の課題を提起していくことから始まるのではないかと思料しております。その配布拡大、

情報伝達手段については、紙媒体での配布を継続してまいります。インターネットで配信していく時代的必然性も認識しております。「配布」という概念も「配信」という概念に変わってきている時代でもあります。

一方で、教勢調査における住職の平均年齢、『同朋新聞』の読者サンプル調査における回答年代層で多いのは50代～70代でした。教勢調査においても、寺院でのインターネット使用率は約47%と社会一般の使用率に比しても低く、寺院の役職者や行事参加者における使用率も同様であろうと推察します。

また、教団情報の入手媒体のニーズについても、紙媒体のニーズが依然として高い結果がありました。これは、『同朋新聞』を使用した同朋の会や様々な研修会においても、紙媒体の資料を用いることが事業形態として定着しており、むしろ、紙媒体でなければ成立しない教化の現場が多々あるということも言えます。

したがって、これらの実態から宗門においては、紙とインターネットのダブルスタンダードの時期にあると、現状を認識しております。

しかしながら、インターネットを使用している方々や、次世代への情報伝達のためにも、演説でも述べられたとおり、今回のリニューアルに際しては、仏教の教えをはじめ、東本願寺の価値や魅力がこれまで以上に効果的に伝わり、多くの人に宗門が選ばれることに寄与するよう、各媒体の強みを活かした情報発信の体制構築を目指して取り組みを進めてまいります。

次に、「教勢調査」についてお答えします。

議員ご指摘のように、今回の教勢調査の結果は、宗門の基盤の揺らぎが着実に進行している教団の厳しい現実を表したものと受け取っております。

特に、「お講」の結成率の半減や、報恩講における「お斎」の実施寺院が前回調査から約4,500カ寺減少する等といった宗門の伝統・文化の劇的な変化は、これまでの教えを媒介として人と人との繋がりを深めてきた長い歴史とその意義を考えますと、今日の教勢の衰退の中でも特に注目していかなければならない変化であると考えております。

殊に北陸においては、このような伝統的な教化の形が広く伝承されてきたことでもあり、これまで篤信地帯と呼ばれてきた地域の状況変化をさらに分析する必要も感じております。

また、門徒の減少といった量的な変化だけでなく、質的な変化として、「正信偈のおつとめ」ができる門徒の減少も確実に進行しており、あらためてこの時代において「真宗門徒の生活」をいかに実践していくか、様々な角度から検討を行う必要を感じます。

寺院の将来に関しては、今回の調査で初めて尋ねた将来的な解散・合併を考えている寺院に関する設問において、「解散・合併は考えてない」と答えた寺院は5割を超えたものの、いずれかの時期に解散・合併を考えている寺院が約16.7%ある他、「わからない」と答えた26%の寺院も含めると、4割を超える寺院が将来的な寺院の存続に不安を感じておられる様子も読み取れました。

このように、今回の調査結果から何を読み取り、何を考えていくか、そのことが、教団の未来を左右する重大な局面になるという認識を新たにしております。各寺院のご協力のもと得られたこの貴重なデータを行財政改革はもちろん、様々な教化施策の立案、見直しの検討材料としてまいります。

特に、教化施策立案の面においては、本調査結果を踏まえ、2026年度からの3カ年度一体型の教化研修計画に反映できるよう関係部門と協議・連携をしながら、「一人の念仏者の誕

生」に資する一カ寺の現場のサポートをする更なる支援活動の形を模索してまいります。

なお、第8回「教勢調査」報告書については、現在、最終の校正作業を行っており、8月1日にしんらん交流館ホームページ「浄土真宗ドットインフォ」に掲載するとともに、全寺院・教会には7月末もしくは8月末に発送する寺院・教会定期直送便にてお届けする予定です。参議会の皆様にも、宗政調査会の折に配付させていただきます。議員各位におかれましては、ぜひこの報告書を熟読いただき、ともに宗門の未来を考えていただきたく思います。

最後に、今後の調査結果の活用方法についてですが、このたび発行する報告書の内容を踏まえた「全体報告学習会」を僧侶・門徒に広く公開する形で、9月17日にオンラインにて開催を予定しております。その後、各教区において報告会を順次実施し、教区の特徴などを踏まえた報告を行ってまいります。

### 古賀参務

私からは、「大谷専修学院の問題」についてお答えします。

まずもって、大谷専修学院の2025年度の学生募集中止にあたり、皆様には大変ご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

まず、中谷議員からは2025年3月27日に決定が出された大谷専修学院職員2名による地位保全仮処分申立事件の京都地方裁判所の決定内容とその受け止め、また学院再開に向けての当局の取り組みに関するご質問をいただきました。

また、一昨日の予算委員会において、本件の経過や現状を説明してほしいとのご質問があり、その件については本会議でご質問いただきたい旨お伝えしておりました。そこで、中谷議員のご質問の前提となる学院問題の事実経過等も併せて説明させていただきたく、少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

なお、本件は係争中の訴訟事案でありますことから、答弁できる範囲が限られますので、その点、あらかじめご理解いただきたくお願い申し上げます。

大谷専修学院の佐野学院長は、2023年4月1日に学院長に就任されましたが、就任以降、学院運営の方針を巡って、学院長と学院長を補佐すべき一部職員らの見解が相違する場面が散見されました。かかる見解の相違につき、学院長と当該職員らの当事者間での話し合いによる解決は難しく、そのような中、2023年6月には専修学院OB会である「青草びとの会」に所属する人物と、当該職員らとの間で話し合いの場が持たれ、当該職員らが学院長に謝罪したため、事態は収束したかのように思われました。

その後、佐野学院長のもと、新たに始まった学院の研修事業である「安居」（2023年12月11日から13日まで）の準備段階において、安居開催準備の協力を依頼した外部スタッフの方から、当該職員らの協力が不十分であるとの指摘が佐野学院長のもとに寄せられました。

かかる申し出を受け、学院長は2023年12月、大谷専修学院の同窓会室にて当該職員らのうち1名（この職員を仮に「職員A」と呼びます）と安居の準備等についての話し合いの場を持ちましたが、その経過において当該職員が怒声を発し職員室の椅子を蹴るという行為がありました。

2024年1月、佐野学院長は、当該職員らとの衝突等々におけるストレスから体調を崩すに至りました。2024年3月上旬には、当該職員らの後輩にあたる専修学院の職員数名から教育部に対し、佐野学院長に対する当該職員らの姿勢に問題があるとの報告がありました。

2024年3月17日、佐野学院長から宗務総長宛に職員Aの非違行為についての報告書が提

出され、内局は懲戒委員会を設置して公式に調査することを決定し、調査を行いました。その調査では、安居に関する学院長との話し合いにおいて、職員 A が怒声を発し、椅子を蹴ったという非違行為は認定されたものの、この一点をもって懲戒に処するまでの行為とは判断し難く、また、学院長の報告にあったその他の非違行為については、双方の主張が相反しており、懲戒処分に処するまでの十分な確証を得ることができなかつたため、懲戒処分は下されませんでした。

なお、ご承知のとおり、「呼応通信」なる文書が流布されており、そこには職員 A に「非違行為がなかった」という旨が記載されていますが、先に述べたとおり、懲戒委員会の判断は、職員 A が怒声を発し、椅子を蹴ったという非違行為はあったものの、そのみで懲戒処分に至るとの判断ができなかつたというものです。

しかし、学院長と当該職員らが学院運営の中心を担うもの同士が不和であることは明らかであり、また、学院長及び職員 1 名が体調を崩してしまったということから、設置責任者として、この状況を放置できないと判断し、昨年、職員 A を含む職員 2 名に人事異動の内示を行った次第です。

そうしたところ、この内示を不服として、当該職員 2 名が債権者となり京都地方裁判所に地位保全仮処分申立が起こされることとなりました。そして、人事異動の内示以降、職員会議における学院長の発言を巡って、当該職員ら及び一部職員らと学院長及び一部職員らとの間に明らかに受け止めの相違があり、中には体調を崩す職員も現れました。

また、学院長と当該職員らの双方が相手方の言動をハラスメントにあたる主張している状況にもあり、このような状況において、到底、新たに学生を迎え入れ、安心して就学いただくことは困難であると判断せざるを得ませんでした。

特に、学院への入学をご検討くださっていた方々には大変申し訳ないことではありましたが、設置責任者としては、苦渋の決断として、学生募集の中止を決定した次第です。

以上が、学生募集中止に至るまでの事実経過であります。

そのうえで、去る「3 月 27 日に京都地方裁判所が出された決定（判決）」についてのご質問と、その決定についての当局の受け止めについてお答えします。

今般の訴訟の争点の 1 点目は、債権者 2 名に対して宗派が配転命令権（人事権）を有しているか否か。

2 点目は、債権者 2 名と宗派の間に職種限定合意が存在するか否か。

3 点目は、今般の人事異動の内示が宗派による人事権の濫用にあたるか否か、の 3 点でありました。

京都地裁の決定では、1 点目については、宗派が配転命令権を有することが認められ、また、2 点目の職種限定合意についても存在しないことが認められており、これらの点については評価しております。

しかし一方で、3 点目については、人事権の濫用であるとの判断が下されました。その判断理由として大きく 2 点が挙げられ、一つは「体調を崩している学院長と債権者らとの対話による解決の可能性がないとまでは言えない」という評価であったこと。

二つ目は、債権者 2 名の人事異動について「給与や手当、また生活面において、債権者らに与える不利益の程度が大きい」と評価されたことです。

この 2 点については不当な判断であると言わざるを得ません。

佐野学院長と債権者らとの対話による解決は著しく困難な状況であり、事実、佐野学院長

は医師から債権者らと会うことを止められているということがございます。また、債権者 2 名の人事異動の内示にあたっては、給与・手当等の待遇において、不利益変更にならない条件を提示し、学寮の退去についても、職員とその家族の生活に不利益が生じないよう猶予ある形を提示していたにもかかわらず、債権者らに与える不利益の程度が大きいと判断され、その結果、当該人事異動の内示が人事権の濫用であると判断された点については、誠に遺憾であります。

これらの観点から、現在、京都地方裁判所への保全異議の申立てに向けて準備を進めております。当局としては、宗派の主張が完全に認められることを目指して、引き続き対応してまいります。

次に、「学院再開に向けてどのような取り組みをするのか」、また「再開はいつになるのか」とのご質問にお答えします。

当局としては、可能な限り早期の再開を目指しておりますが、2025 年度の大谷専修学院の学生募集を中止した理由は、学院の運営体制を整えるためであり、再開の判断は、内局として入学する学生が安心して就学できる体制が整ったと判断できた段階で決定をいたします。

そのためにも、2025 年度において、宗務審議会「大谷専修学院の運営体制に関する委員会」を設置し、今回の件で明らかになった学院の課題を踏まえ、学院長を中心とした正常な学院運営のためには、どのような運営体制が必要であるのか、慎重かつ迅速にご審議いただきたいと考えております。

最後に、あらためまして、本件については、皆様に大変ご心配をおかけしておりますこと、誠に申し訳なく存じております。一刻も早い学院再開に向けて、全力で取り組んでまいりますのでございます。

【2025 年 6 月 8 日】



我が国では、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めが止まらない状況でございます。また時代とともに、生活状況も変化する中で、核家族化の進行により子や孫が親の真宗の生活を見て育つことが少なくなってきております。また、若者は生活の利便性や仕事の場を求めて、都市部へ移住し、高齢になった親は子を頼り、都市部へ移動するケースも増えてきております。

このことから、郷里のご縁のある寺院との関係が希薄となり、相続が途絶え、「教えの過疎」も起きつつある危機的状況にあるのではないのでしょうか。

さらには、新型コロナウイルスの感染症により、人の集まる場所や機会がなくなったことから、仏事の簡素化が急激に進み、感染症の影響が終わった後でも、以前のような状況に戻っていないことが明らかとなりました。このような社会状況の中、住職や門徒ともに意識を変えていかねばならない。でなければ、改革を進めることはできません。

そこで、宗派唯一の機関紙である『同朋新聞』について、門徒に届いていないという現状があります。配布にあたっては、住職や寺族のみでなく、門徒の地区代表や推進員がお手伝いをするなどして、その寺院で組織作りに取り組んではどうかと思えます。門徒も『同朋新聞』のリニューアルを控えていることから、目を通して真宗の生活に生かしていきたいので、当局のお考えを伺いたい。

次に、私たちの門徒の意見集約の場として、組の門徒会があります。組門徒会の選定にあたっては、組制によっております。

しかし、実態は各寺院の人数を合わせるために、名前だけの会員を選出している状況であるように思われます。住職側は、門徒会員の役割をしっかりと説明をして、また門徒側も門徒にとって門徒会が重要な会議であると認識を持ち、積極的に参加をする意識を持っていたきたいと思います。教区に任せるだけではなく、指導していただきたいと思えます。当局のお考えをよろしくお願ひいたします。

次に、「フォローアップ」、特に「法話」でございます。

仏事での法話を省略する寺院が多くなっているということが第8回の教勢調査で明らかになりました。私たち委員会においても、法話の必要性を望む声が多く、その他多くの門徒も法話を望んでいるのではないのでしょうか。

法話力向上の場は教区任せになっており、希望者は研修意欲を抱いている僧侶だけに限られており、十分ではないと考えております。当局のお考えをお伺ひしたいと思います。

次に、「推進員」についてでございます。

推進員の養成講座は、真宗本廟奉仕として2泊3日の研修がなされており、1日、2日の研修では推進員の資格が与えられないということで、1泊2日の研修を2回開催するなど、長く家を空けられない門徒の方途を検討できないかと。当局のお考えを聞きたいと思えます。

以上、4点よろしくお願ひいたします。

**【答弁】**

**古賀参務**

私からは、「推進員」についてお答えします。

議員からは、「家庭の事情等で連続3日の研修を受けることが難しい場合、1泊2日を2回開催するなどの方途を検討できないか」というご提案をいただきました。ご承知のとおり、推進員養成講座は、2017年度に推進員教習の目的である「同朋の会の結成と充実」を趣旨として、名称を「同朋の会推進講座」とし、現在も各教区で展開されています。

実は、過去に本山近隣の教区から、後期教習を1泊2日で2回実施することを認めてもらえないかとの要望があり、様々な状況を抱える方々が推進員教習を受講されているという事情に鑑み、教習に必要な科目と時間を満たせるような日程を設定して実施したことがあります。

ただ、この形態は参加者にとって、旅費や同朋会館冥加金の負担の増加、また1回の教習を2回に分けたことにより、両方の回には参加できず、推進員になることができなかつた方が生まれてしまったという課題が残りました。

それからもう一つ思うことがあります。今朝も実は御影堂において、推進員教習に上山された方の宣誓式に出させていただきました。宣誓をお聞きしながら強く思いますのは、その宣誓文が2泊3日という時間を共に過ごしたからこそ、紡がれてくる言葉でないかということです。

初日の両堂参拝や諸殿拝観を通じて感じられた感動ですね。それから真宗本廟という場とそこに集った多くの人々の歴史、そこに自分も加わることができたという感動。2日目に帰敬式を受けられた方は、法名をいただき仏弟子になったというこのまた感動。教えに出会い、人に、そして自らに出会えたという思いが、その文には凝縮されていたように思います。

教習に必要な時間と科目を満たすこと、それ以上に2泊3日、受講者とスタッフが寝食を共にし、語り合うことに大きな意味があるのではないかと思えるのです。

皆様のその家庭の事情等を考慮しての議員のご提案ですね。確かに聞きいたしました。なるべく多くの方に上山いただいて、かつ充実した研修となるような方途を模索していきたいと思えます。

なお、現在、研修部推進員室では、同朋の会推進講座のカリキュラムの見直しとスタッフ用の「推進員教習ハンドブック」の作成に取りかかっています。推進員の役割を明文化し、願いを確かめ合いながら講座に取り組めるようなハンドブックとなるように進めてまいります。

**轡田参務**

私からは、「組門徒会員」についてお答えいたします。

議員からは、組門徒会員の選出にあたり、門徒会員としての意義・役割が十分に共有されていないことへのご懸念をお寄せいただきました。申すまでもなく、組門徒会員は、寺院及び教会に所属する門徒の代表として、宗門運営の基盤を担っていただくと同時に、共なる聞法をとおして、お念仏に生きる意味を尋ねる場を率先して作り、そこに身を置いていただくことが大切なお役目であります。

そして、組門徒会・組門徒会員にかけられた願いを住職が、そして同僚の門徒会員が丁寧

に伝え続けることは、宗務総長演説でも述べられている「教法を聞思し、かつ実践する」ことの具体的な姿であると、思いを致すものであります。

については、すべての教区や組において、組門徒会研修が実施されるよう、教務所長会や教区教化委員長会をはじめとした諸会議において、引き続き伝達をしながら、同時に『同朋新聞』等において、住職・門徒の意識改革を促す企画を様々に展開していくことが肝要であると思料いたします。

また、「組門徒会総合研修計画」において、組門徒会員の方々には、任期中に一度は真宗本廟に奉仕団を組んでいただくようお願いいたしており、真宗本廟に身を置いて、全国の同朋同行の方々との語らいをとおして、組門徒会員としての自覚も育まれるものと考えております。

寺内議員をはじめとした議員各位におかれましても、ぜひ、同僚の組門徒会員の背中を押しつつ、連れ立ってご上山くださいますようお願い申し上げます。

### 山田参務

私からは、『同朋新聞』の配布拡大について、「法話のフォローアップ」についてお答えします。

まず、『同朋新聞』の配布拡大については、先ほどの中谷議員への代表質問にもお答えしたとおり、寺院や組といった一人ひとりの足もとから新聞の配布、活用状況の課題を提起していくことから始まるのではないかと思料しております。

また、お子さんやお孫さんとも読める記事も志向しておりますので、ご家族内でもぜひ一緒にお手に取っていただければと存じます。ご門徒の地区代表や世話方さん、推進員の方々などが配布されている地域もありますので、その配布手段をはじめ、寺院や家庭の現場での新聞活用の方法も情報を収集して、紹介してまいりたいと考えております。

また、寺内議員のご指摘の社会変化において、一人暮らしの高齢者が増加している中、新聞を届ける・手渡すことが地域ケアの一端を担うことにも繋がっていく可能性をも見据えて、取り組みを促してまいりたいと思うことであります。

次に、「法話のフォローアップ」についてお答えします。

あらゆる仏事において、儀式を丁寧に勤め、法話を通して教えを伝えることは、真宗大谷派教師の重要な使命であります。

今回の「教勢調査」の分析では、通夜・葬儀での法話を行っている寺院は、転居門徒との積極的な関係性維持の程度を高めているという重要な示唆が得られたことであります。門徒以外も参列することのある通夜・葬儀、あるいは年忌法要における法話は、これまで真宗に縁のなかった方と新たなご縁を結ぶきっかけともなり、あらためて仏事における法話の重要性を今回の示唆を得て再確認したことであります。

一方、仏事場で法話をしていない理由としては、「先代も法話をしていなかった」との理由が全国的には最も多い結果でしたが、地域によってその理由に違いがあることもその後の分析で見えつつあります。そのような地域別の状況も含めて、仏事場における法話の実施を促す方途を検討必要があると考えております。

また、住職・教会管理者が学びたい内容としては、「法話の研鑽」が61.6%で第1位でありました。この結果を当局として受け止め、教区において学ぶ機会のない僧侶に向けて、宗門内で行われている僧侶の研鑽に役立つ動画を集めた「僧侶・教師の研鑽動画集」を昨年末

## 第 74 回参議会一般質問答弁（抄録） 2025 年 6 月

からしんらん交流館ホームページ「浄土真宗ドットインフォ」内に設置し、設置後半年で 800 人を超える方にご覧いただいております。

これらの取り組みの成果も踏まえながら、関係部門と連携のうえ、法話の研讃をしたいという住職・教会主管者の声に応える方途をさらに検討してまいります。

【2025 年 6 月 8 日】



私から 6 点について質問いたします。

まず、世界各地で戦争や紛争が起こり、「兵戈無用」の平和な日々が来ることを願うものであります。併せて、アメリカのトランプ政権の貿易赤字解消を目指し、関税措置をきっかけに世界経済の混乱・米中貿易摩擦等が懸念されるなど、不確実な世界情勢にあります。

我が国では、人口の減少、少子化、世帯構成の変化、家計的にも物価の上昇による実質賃金の減少など、経済的に苦しんでいる現状。さらに、寺離れ、仏事の簡素化、墓じまい等々、少なからず宗門に与える影響や課題が山積しているかと思えます。

そこで、宗門の予算の約 6 割を占めている相続講金・同朋会員志金・懇志金等について、宗門の将来に向けて持続可能な視点から提案いたします。

宗議会 真宗興法議員団による 2019 年から 2020 年度政策調査会報告書の中で、当時、財政部会主任 佐々木高議員、現在の佐々木参務は「懇志教団を標榜するがゆえに、中長期的な財政計画の立案に難しさを感じる」とされています。「特に相続講の課題が顕著である」とも述べてあります。この部分は私も同感であります。

以上のことを踏まえ、最初の質問は、会計の歳入科目 4 款に「相続講金」と表記されていますが、相続講金とは、宗祖親鸞聖人の教えを聴聞し、お念仏の信心を正しく伝えるための法義相続・本廟護持、宗門が教化活動を行うための財政基盤の確立を願い、創設されたものかと思っておりますが、現在の実態は御依頼による割当金の金員でないでしょうか。割当で集まった金員が、なぜ相続講金・同朋会員志金・懇志金・礼金に収入科目となるのかについて、当局の説明を求めます。

2 番目の質問。「懇志教団」と言いながら、御依頼割当について理解できません。それは、宗憲第 93 条では、「本派の経費は、次に掲げる収入をもってこれを支弁する」とあり、その項目の 1 つに懇志金があります。毎年、この懇志金の計上額は約 10 億程度です。

そこで懇志教団とは、ご門徒一人ひとりのご懇志によって運営されている教団だと思っておりますが、あらためて「懇志教団」の定義・意味について、当局の説明を求めます。

3 番目の質問。御依頼割当金の中には、院号・本廟収骨等、教区によって集め方に差があり、全国の門徒負担は不均衡が生じているのが実態かと思えます。また、法義相続・本廟護持を願いとする相続講金を 12 万円以上納めていただきますと、御影堂の宗祖親鸞聖人の御真影のもとにご遺骨を納めさせていただく旨、『真宗』誌にありますが、院号・収骨のように金額を定めたものが懇志と言えるのか。

さらに、なぜ門徒戸数調査結果を踏まえて、各教区に御依頼割当されるものが、広い意味で懇志と言えるのかについてと、相続講金の予算計上金額のうち、院号・本廟収骨等の内訳について、当局の説明を求めます。

4 番目の質問。門徒は、本山経常費として依頼があったので納めているというのが一般的な認識ではないかと思っております。

そこで、宗憲第 82 条第 2 項では、「すべて門徒は、帰敬式を受け、宗門及び寺院、教会の護持興隆に努めなければならない」と定められています。よって、門徒一人ひとりが、本山を支えているという名称として御依頼割当金を「宗門護持金」と変更し、一定の目安を示し

全門徒に全国一律の負担をお願いし、宗門の安定的な財源確保を目指すべきと思っています。

さらに、現在の予算科目を相続講金・同朋会員志金・懇志金を一元化し、論理的に門徒の思いや内局の思いを表現できる総称として、「宗門護持懇志金」に変更されることを提案いたします。当局の見解をお願いします。

5番目の質問。昨年12月の臨時会で、2024年6月30日現在の貸借対照表によれば、普通財産が436筆、面積約45万㎡、東京ドーム約10個分です。評価額約17億3,000万円が計上されています。普通財産であることから、目的が定まっていない土地かと思えます。その有効活用とあわせ、売却可能な土地もあるはずであり質問します。

行財政改革の視点から、財源確保の一環として、売却を担当するスタッフとして、不動産鑑定有資格者・不動産業務に携わっていた方等で構成する専門部署を設置して販売促進すべきと考えますが、当局の考えをお尋ねします。

6番目の質問。社会的変化、宗教を取り巻く変化の中で、将来に向かって持続可能な宗門の基盤整備を図るため、宗務改革が進められ、30教区は19教区へと統合され、現在も改編が推進されています。

そこで、行財政改革推進本部が本年2月18日付で示した「2024年度の進捗と今後の具体的実働を予定する取り組みについて」の「財政の健全化と自主財源の確保」についての記述の中で、2025年度予算編成の指針が示され、前年度予算に比して3億7,000万円、財源が不足する可能性があるとして記述されています。収入増加策と、選択と集中を徹底し、継続した事業・業務の整理による歳出削減が必要不可欠であり、その実現を期待しますが、同時に教区改編に伴う所長・主計の宗務役員の人件費削減や、機構改革による宗務役員の前減及び人件費削減も行財政改革には必要不可欠と考えますが、当局の所見をお伺いします。

最後に、宗門が安定的に持続していくうえで、財源確保と行財政改革は早急な課題かと思いますので、制度設計と宗憲改正や関係条規改正を求め、質問を終わります。

## 【答弁】

### 長峯財務長

私からは、「相続講金」について、「懇志教団の定義・意味」について、「懇志とは」「予算科目の変更」について、「普通財産の有効活用と販売促進」について5つの質問にお答えいたします。

はじめに、御依頼割当で進納された金員が、なぜ相続講金をはじめとする収入科目に収納されるかについてお答えいたします。

議員の質問からは、「御依頼は義務金ではないか」といったニュアンスが感じられますが、御依頼はあくまでも懇志のお願いであり、義務金とは異なる取り扱いであることをまずはご理解いただきたく存じます。

そのうえで、相続講金とは、宗祖親鸞聖人の教えを聴聞し、念仏の信心を正しく伝えていくために、その教えの相続（「法義相続」）と聞法の根本道場である真宗本廟護持（「本廟護持」）せずにはおれない、つまり負担ではなく、喜んで進んでご懇志を進納するという先達からの願いの伝承であり、宗門の最も大なる財政基盤であることは論を俟ちません。

私ども内局は、今ほど申し上げた願いに、共に立っていただいている全国の寺院・教会、そしてお支えいただくご門徒に対し、法義相続・本廟護持に必要な懇志金の勧募として、

全教区に御依頼という形をお願いをいたしております。

そのため、教区より寺院・教会をとおしてご門徒方よりご進納をいただいた金員を主に相続講金として収受させていただいているということでもあります。

なお、相続講金の他、御依頼には同朋会員志金、読経志（教務所扱）、諸懇志（教務所扱等）の他、一部、願事礼金も充当しますが、それらについてはご進納をいただいた寺院・教会及びご門徒の意思を確認のうえ、適切な収入科目にて収受しております。

次に、「懇志教団」についてのご質問では、御依頼について現在の実態として割当金の金員または御依頼割当について理解ができないとおっしゃいましたが、この手法は 1885（明治 18）年に相続講制度が始まって 26 年後の 1911（明治 44）年には、宗派に属する僧侶・門徒のすべてが講員となることを義務付け、割当的性格を有する「講則」というものが定められ、以来その手法が元となって、現在まで続いているわけでもあります。

また、御依頼はあくまでも義務金ではないものの、お願いする側、つまり内局がその金員を確保する責任を果たすために取っている手法であります。

そのうえで、「懇志教団」についてお答えいたします。

宗門における懇志は、經常部歳入 6 款「懇志金」のみを指すのではなく、すべての門徒一人ひとりが帰依処である真宗本廟を護持し、宗祖の教えを相続するためにお運びいただいたご懇念すべてを指すものであります。また、このたび財務長演説において、相続講設立時に出された趣意書に触れ、法義相続・本廟護持という相続講の精神について申し上げましたが、その相続講の精神によって宗派が成り立ってきたということが、懇志教団の所以であると認識しております。

宗門を取り巻く厳しい状況にあつて、相続講の精神を再確認し、懇志教団の歴史に恥じることなく、引き続き同朋会運動推進のためにご懇念をお運びいただけるよう、丁寧に努めてまいり所存であります。

次に、「院号法名・真宗本廟収骨」についてお答えいたします。

まず、院号法名・真宗本廟収骨につきましては、金額設定したものを得るようなイメージで受け止める方がおられますが、そうではなく、先ほど申し上げました「法義相続」「本廟護持」の願いにより、ご懇志を相続講金としてお納めいただき、その累計金額が相続講賞典内規に定める額に達した場合に、院号や収骨としてのお扱いをさせていただいているものであります。

また、門徒戸数調査結果を踏まえての御依頼割当が懇志にあたらぬのご指摘ですが、門徒戸数調査が実施される以前は、御依頼割当の基準となる要素が明確ではなかったため、明確な基準が求められて、調査の実施に至ったという経緯があります。

なお、門徒戸数調査は、宗門の財政基盤の確保並びに効果的な教化施策の展開を可能ならしめ、同朋会運動の推進に資することを目的に実施しています。それにより御依頼割当され、進納された金員につきましては、紛れもなく懇志と認識いたしております。

また 2019 年度から 2023 年度の過去 5 ヶ年度における相続講金収納のうち、院号法名・真宗本廟収骨の内訳の平均割合につきましては、次のとおりとなっております。

院号法名が約 6.8%、真宗本廟収骨が約 16.6%、相続講金が約 75.7%。収納内訳を概観いたしますと、相続講金が約 7 割を占めておりますが、これは相続講金として進納をいただいた後に、予納台帳（管理簿）というものがあまして、そこから院号法名や真宗本廟収骨として切り出しをしている場合もございますので、院号・収骨のお扱いをしている割合は、こ

の数字より相当高いことが想定されております。

次に、議員からは、御依頼額を「宗門護持金」と変更し、一定額の目安を示し、全門徒に一律の負担をお願いすることで、財政の安定化を図ればどうか。また予算科目を「宗門護持懇志金」に変更してはどうかとのご提案をいただきましたが、現在の御依頼は、内局より各教区に御依頼し、各教区では組または寺院に御依頼割当をしている状況にあります。また寺院においてもどのようにお集めいただくかは、寺院ごとに異なっているかと存じます。つまりは段階をいくつか経ることで、御依頼にお応えいただいているのが現状であります。

議員からは、財政確保のための貴重かつ論理的なご提案を賜りましたが、現状においては、即座に変更することは困難かと思われまます。

しかしながら、予算科目が複雑でわかりづらいとのご指摘は以前よりご意見としてございますので、收受する予算科目も含めて、引き続き検討してまいりたく存じます。

次に、「普通財産の有効活用と販売促進」についてお答えいたします。

まず、宗派では、議員のご質問のとおり、普通財産として 436 筆の土地を有しております。それらの土地は全国にあります、そのうち 3 分の 1 の 136 筆（約 15 万㎡）は、真宗本廟周辺を中心とした京都市内に所在しております。

ご承知のとおり、真宗本廟周辺の土地については、当然売却せず、有効活用の方途を様々に模索しているところであります。また、残り 3 分の 2 の 300 筆（約 30 万㎡）は、京都市外にあります、そのうちほぼすべてが宗派関係施設、別院、寺院・教会の境内地であり、現状においては、目的が定まっていない土地は 7 筆（約 7,000 ㎡）しかなく、しかも買い手や借り手を探すのに苦慮するような土地であります。

すでにそのような状況を踏まえて、財産管理審議会において、土地の峻別に着手しておりますので、議員ご提言の専門部署を設置するまでの必要は、現在ないと考えております。

今後も引き続き、財産管理審議会におきまして、必要に応じて専門家の知見を仰ぎながら、土地の管理、活用方針について検討してまいります。

ここまで緒方議員より御依頼を負担と感じておられる全国のご門徒の心情を察し、縷々ご質問いただいたことと思います。

先ほども申し上げましたが、私はこのたびの財務長演説にて、相続講精神を確かめ直すことを抜きにして財政の健全化は成し得ないことを述べました。宗門に属するお一人おひとりがその自覚に立たなければならないのではないのでしょうか。本山からの御依頼が宗祖の教えを伝えることを抜きに、負担として受け止められている現状があるならば、その状況を作り出している責任が私どもにあるとの自責の念を抱きつつ、あらためて相続講にかけられた願いを確かめ、相続講精神に恥じることなく努めてまいります。

このように申し上げてきた背景として、大切に受け止めさせていただいている言葉を一つ紹介させていただきます。

「年々歳々に亘り、(中略) ご懇念をお運びくださる方、その懇念を取りまとめ、本山へお届けしてくださる世話方、その中で苦心しながらもお講の運営にお力添えくださっておられる在々所々の寺院方、その一人ひとりを大切にしてください、そういう宗門であってほしいと願うばかりであります。宗門を支えてくださる方々は、(中略) 日本に留まらず、世界各国においてです。この稀有な環境を今一度見つめ直し、宗門の将来のためにも、最大限に積極的に活用していくすべを宗門挙げて考えようではありませんか」

これは 2017 年当時、参議会の真宗同朋議員団幹事長を務めておられました、故中田郁夫議

員の代表質問の中で、相続講制度に対する熱い思いを語られた言葉であります。内局といたしましては、このお言葉を宗門への願いと、共に宗門を支えようとの力強い願いと受け止めております。

真宗本廟が護持されることによって、年々歳々教えに遇うことができる、宗祖と遇う喜びが念仏にあらわれてくる、これは宗門の伝統であり、懇志を運び、身を運び、教えに出遇う喜びを懇志教団として大切にし、丁寧にお伝えしていくことが責務であると、財務長演説で申し上げましたことをご理解いただきたく存じます。

### 佐々木参務

私からは、「機構改革に伴う人件費の削減」についてお答えいたします。

教区及び組の改編により、教区事業や教務所業務のあり方は変化し、当然それらの整理・精査によって、歳出削減を図らなければならないことは、議員ご指摘のとおりでございます。

ただし、今後の宗務役員の体制について、日本国内の労働人口減少は、宗門においても同様であり、将来的に宗務を担う職員の自然減が想定されます。こうした状況を踏まえ、現時点においては、人件費の削減を目的とした人員削減ではなく、まずは事務の効率化・省力化を図る中で、同程度の宗務を遂行できる体制を整えることが重要であると認識いたしております。

なお、先ほど中谷議員のご質問にもお答えしたとおり、人件費の適正化の必要性は十分認識しておりますので、人件費抑制の視点も持ちつつ、検討を重ねてまいります。

【2025年6月8日】



今回の一般質問に際し、昨年度より議論を深めてまいりました宗政調査会の内容に沿った事案をあらためて宗務総長及び参務に質問させていただきたいと思います。

一カ寺一カ寺、一門徒一門徒の宗政運営への参画、助力なくしては宗門の隆盛、繁栄はあり得ないし、今まさに進められている行財政改革が中途半端なものになってしまうと思います。それを踏まえ、次の3点についていかがお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目、「住職と門徒の意識改革」についてです。

かつて寺院は地域コミュニケーションの場所であり、礼拝の場だけでなく、教育・福祉・芸能、そして公民館的役割まで、いわば庶民の生活文化の基礎を担ってきました。また、悩み事の相談所でもありました。

しかしながら今現在、そういう寺院は宗門の中で何カ寺存在するのでしょうか。極めて少ない状態と言わざるを得ないと思います。まず寺院は地域に根ざし、地域とともにあり、地域に育てられるということを今一度認識し、そのうえで、どんな活動・機能を果たしていくかを見つめ直すことが大切ではないでしょうか。

そして、住職・門徒が一体となり、寺院の運営、行事を執り行うことが大前提であり、基本であると思います。そのような一カ寺一カ寺の寺院の運営の形を整え直すことが大切ではないでしょうか。

そして、住職・門徒が一体となり、寺院の運営・行事を執り行うことが大前提であり、基本であることは論を俟たないと思います。そのような一カ寺一カ寺の寺院の運営の形が整うことで、はじめて組・教区の活動が活発になり、ひいては宗務の隆盛に繋がると思います。

寺院の運営はやはり、住職がリーダーシップをとり、門徒を導いてもらわないと前に進まないのは事実です。そういう寺院、住職であれば、門徒もあらゆる面で協力を惜しむことはないし、それこそが門徒が希求してやまないところだと思います。そのような寺院を作り上げることを指導し、手助けする体制作りが求められています。

今までいろいろな施策が講じられてきたことは理解できますが、卵が先か鶏が先かではなく、明らかに住職・門徒の意識改革が先だと思います。一カ寺一門徒の宗門への帰属意識をいかに醸成・向上させていくかが重要であると思います。

現在の住職・門徒の意識については、現状維持、流れるがままという状況にあると思います。この状況を真摯に受け止め、特に住職の意識改革について、今後いかに進め、改善しようとしているかをお聞きしたいと思います。

2点目、「男女共同参画の更なる推進」についてです。

男女が性別に捉われず、宗門すべての分野に参画できる機会が確保され、個性や能力を発揮し、生き生きとした宗門を形づくるのが、男女共同参画の願いといえると思います。

しかしながら、日本の生活習慣、社会構造、文化の影響もあり、遅々として前に進んではいません。「住職の女性登用への意識が薄い」「男性優先という潜在意識が根強い」「宗門内の種々役職者への女性参画はまだまだ少数」「女性は役職者に推薦しても断られる」「男女、女性ともに性的役割分担の意識が強い」「女性が参画しやすい環境の整備が不十分」等々がネックとなり、我が宗門においてもなかなか歩を進めていないのが現状です。

日本全体の立ち位置も、世界経済フォーラムが令和 6 年に公表した男女格差を表すジェンダーギャップ指数で、日本は 146 カ国中 118 位であり、先進国中で最下位です。

我が宗門も同等、あるいはそれ以下の状況と言っても過言ではないと思われま。す。「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」があることにより、意識が変わりつつあることを実感している教区もあり、教区門徒会や宗議会にクォータ制の導入を含め、特別措置条例のように一定の強制力をもった形で宗派としての姿勢を示し続けることが重要だと思ひます。

また、宗務役員の女性管理職比率向上をはじめ、女性活躍のための環境整備は必要不可欠であると思ひます。女性室の設置からすでに 30 年近い歳月が流れており、当初の施策は効果があつたように見受けられますが、それからは組・寺院の中では遅々として進んでいないと思ひます。反対に後退している感さえあります。今一度、しっかりとした指示と監視が必要と思ひますがいかがでしょうか。今後、効果のある方針、施策について、いかに考えておられるかお聞かせください。

最後に、「教区改編に伴う教区・組の問題点」についてです。

教区改編については、現在の宗門が抱える課題、門徒数の減少、それに伴う浄財の先細りに鑑みた場合、経費削減、人材の適材配置の観点から、避けて通ることができない事案であると思われま。す。

新教区は広域となり、旧教区で育まれてきた教化事業も様々です。長年にわたって育まれてきた体制を改めて再編、見直していくためには、多くの歳月と住職・門徒の努力が必要不可欠であり、新教区においては、それこそ一から教区作りを始めるという覚悟も必要になります。

また、教区内での交流は、距離的に今まで以上に困難になり、時間的な面での確保は難しくなるのは明らかです。教区改編については、始まったばかりと言っても過言ではないと思ひます。

今後丁寧な、そして根気強い対応が必要と思ひます。これからの方針について、当局の対応をお聞かせください。

## 【答弁】

### 木越宗務総長

私からは、「住職と門徒の意識改革」についてお答えいたします。

大谷派の寺院には、「親鸞聖人のお念仏の教えを聞きたい」という願いによって、人々が集い、やがて地域コミュニティの中心の役割を果たすようになった歴史があります。このように、地域の方々の出会場の場としても歩んできた寺院は、昨年の能登半島地震を経て、地域コミュニティの役割を持つ寺院の復興が地域再生に繋がると行政からの期待も寄せられています。

さて、このたびの第 8 回「教勢調査」においては、門徒との日常的なコミュニケーション度合いを測るため、一カ月に寺院へ相談に訪れる門徒や地域の方の人数を尋ねました。その結果は「0 人」と答えた寺院が 26.8%あるものの、最も多いのが、「1 人～4 人」で 57.4%でした。この結果からすると、寺院に相談に来られる方は決して多いわけではありませんが、相談場所としての役割が寺院に求められている姿も見えてきます。

一方、住職や坊守の地域活動、ボランティア活動について見ると、住職においては6割程度、坊守においては5割程度が何らかの地域活動、ボランティア活動にかかわっていることも見えてきました。試行錯誤しながら、寺院が地域に意識を向けて活動している状況だと受け止めております。

また、住職は寺院運営の中で、どの程度充実感を得ているかを尋ねた質問から分析をしてみますと、高い充実感を持って住職の任にあたっておられる方は、性別、年齢、寺院の規模や経済状況、過疎であるか否かにかかわらず、法務とは別に、何らかの教化関連活動、地域活動に取り組んでおられることがわかりました。これは寺院が地域や門徒との繋がりを重視した取り組みをすることで、住職自身の意欲や使命感にも良い影響を与えることを示唆するものであります。

このような分析結果を踏まえ、寺院が地域社会に必要な存在であり続けるために、住職と門徒が共に学び合い、協力し合える環境づくりが必要だと考えております。その意味で、各教区と共に活動を進めております、寺院活性化支援室は「元気なお寺づくり講座」や、支援員講習を通じて寺院の状況を見つめ直し、「そのお寺だからこそできることは何か」を問い直すプロセスに伴走しております。

この取り組みは寺院に寄せられる「このままではいけない」「何とかしたい」といった声に真向いとなり、ワークや話し合いによって、住職や門徒が「気づき」や「変わろうとする力」を得て、共創によって新たな一歩を共に築いていくことが支援室の基本姿勢であります。

住職と門徒の意識改革とは、共に仏法を聴聞し、寄り合い談合する対話的關係性、つまり、コミュニケーションそのものの中にあると言えましょう。一カ寺が教えによって共に活性化していく歩みを、寺院活性化支援室の取り組みや様々な研修会など、施策の面から総合的に下支えしてまいりたいと考えております。

一カ寺の運営等が整う中で、組や教区、ひいては宗門の隆盛に繋がるという議員のご提言は、私も全く同感するところであります。同朋会運動初期に運動の展開に奔走された故宮戸道雄氏は、「同朋会運動は、寺院のある集落を「点」として、組のある自治体を「線」として、教区・本山という「面」とする。「点と線と面」という思考のもとで展開した。運動発足当初は、同朋の会を結成する「点」の教化に注力していた。それは、点が出来ないと線にならないからである」と教示をいただいております。

運動が発足して60有余年。教勢調査の結果を見ても、寺院の教化組織という「点の衰退・解体」が進んでおります。この歴史と現状から、寺院活性化の取り組みは、時代的リバイバルでもあり、今あらためて必要な「点」教化の取り組みであると認識しております。

なお、今回の教勢調査の分析結果は、9月17日に開催予定の「全体報告学習会」や教区ごとの報告会を通じて、僧侶・門徒が共に「現状」と「これから」を見つめ直す機会として、広く共有してまいります。調査結果の共有は「始まり」であり、そこから一人ひとりの主体的な学びや問い直しといった、意識改革に寄与してまいりたいと願っております。

### 佐々木参務

私からは、「男女共同参画の更なる推進」についてお答えをいたします。

上田議員におかれましては、宗政調査会「制度機構専門委員会」の主査として、この課題につきまして、鋭意調査・研究をいただきましたことに、衷心より敬意を表します。

議員ご指摘のとおり、すべての人が性別等によって制限されることなく、宗門のあらゆる

分野に等しく参画し、その個性や能力を発揮できることは、まさに男女共同参画を推進する宗門の目指すべき姿であります。

この点につきましては、このたびの宗政調査会報告書におきましても、様々に示唆に富むご意見を挙げていただいておりますし、宗議会においても同様に宗政調査会において、調査研究に取り組み、いわゆるクォータ制を敷く特別措置条例の提案などもなされております。

しかしながら、議決機関の抜本的改正にあたっては、クリアしなければならない様々な制度的課題があることも事実であり、加えて、議員ご指摘のように、制度面以上に根強い「意識の壁」があり、意識改革と並行した取り組みが不可欠であると認識しております。

当局といたしましては、宗門における更なる取り組みの推進に資するべく、現在、男女共同参画推進会議と女性室が連携し、意識啓発をはじめ、推進体制の整備や性の多様性を視野に入れた取り組み名称の見直しなど、具体的な課題抽出と検討の作業を進めております。

また、女性管理職の比率向上をはじめ、職場環境における共同参画の更なる推進についても、継続した取り組みを進めております。

男女共同参画の推進は、同朋教団としてあるべき宗門の姿を求める非常に重要な課題であります。宗会におかれましても、引き続き、活発なご議論をお願いいたします。

#### 轡田参務

私からは、「教区・組の改編」についてお答えいたします。

2020年の岐阜高山教区、九州教区の発足に至るまで約90年もの間、全国30教区の形とそれぞれの教化の体制や制度が維持されてきたことを思いますと、議員ご指摘のように、積み重ねたものを変革していく道の中には、様々な困難や「一から教区づくりを始める」といった覚悟のようなものが必要であろうかと存じます。

そのうえで、新教区として新たな一步を踏み出された教区は、その苦労を厭わず、違いを超え、新たな出会いを喜びつつ、新教区発足後も絶えず、これからの教区や組のありようを確認・点検し続けていただいているものと受け止めております。

先ほどの中谷議員の代表質問への答弁で述べましたとおり、現在、中央改編委員会の業務に、新たな教区が発足した後の課題の調査・研究を加え、新教区の発足時には解消できなかった課題を聞き取りながら、その打開策やサポートについて検討を深めているところでありますので、議員のご示唆を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。

【2025年6月8日】



宗務総長演説、財務長演説を受け、「同朋運動の再考」という観点から、同朋社会における「是旃陀羅」問題と「帰敬式」について質問いたします。

まず、「是旃陀羅」問題についてであります。

「是旃陀羅」問題は、過去に誤った解釈で全国に説明してしまい、日本における部落差別を増長してきた経緯があります。これに対し当局は、親鸞の教えを正しく知らせ、差別のない社会を目指そうと真摯に取り組まれていることに、あらためて敬意を表するところであります。

当局は、その実現に向け、現在、順番に「是旃陀羅」問題について教区説明会を実施しています。また、「是旃陀羅問題学習テキスト講習会」を真宗本廟で開催されています。

教区・組における講師となる人材は、各教区ともに不足していると思います。「是旃陀羅」問題は、奥も深く、一度や二度の学習では十分とは言えないと思います。人材の育成には、繰り返しの研修が必要と考えています。私の元職は教員でありましたが、教員の世界でも、10年に一度の免許更新と、その間にも研修が義務付けられていました。

つきましては、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、各教区説明会の進捗状況と説明会での反応はいかがでしょうか。

2点目、全国の寺院や門徒に伝えていくためには、『同朋新聞』等を利用した広報も大切と思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

3点目、是旃陀羅問題学習テキスト『御同朋を生きる』を『真宗の教えと宗門の歩み』の冊子と同様に、組門徒会員に配布することは考えられているのでしょうか。

続いて、「帰敬式」についてであります。

帰敬式実践運動の現状では、受式者は年々減少の傾向にあります。帰敬式法座は、仏弟子の誕生を願い取り組んでいる事業であり、宗憲にも門徒は受式することとなっています。受式した多くの人たちは、慶讃法要や本山への団体参拝等の機会にお寺さんから声をかけられて、受式しています。

第8回「教勢調査」によると、「特に受式奨励はしていない」と回答したご寺院が41.3%あります。「帰敬式を行っている」ご寺院が16.8%、「今後取り組みたい」というご寺院も11.2%あります。受式者を増やしていくためには、本山からの支援が大切と考えておりますので、現在行われている取り組みは、ぜひ充実させていってほしいと思います。

つきましては、1点お伺いいたします。

別院やご寺院で受式した人も一度は上山した方がよいと思います。個人、団体参拝等、上山への経済的な支援は考えられないでしょうか。

## 【答弁】

### 古賀参務

私からは、「帰敬式の受式者増加に向けた取り組み」「上山への経済的な支援」についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、宗憲には「すべて門徒は、帰敬式を受け、宗門及び寺院、教会の護持

興隆に努めなければならない」とあります。1996（平成8）年に始まりました「帰敬式実践運動」は、大谷派に所属するすべての門徒が仏弟子として歩いていくことを願った運動であり、帰敬式の実施をとおして、あらためて真宗門徒としての自覚を問い、聞法を中心とした生活実践を進めていただくためのものです。

議員からは、「帰敬式受式者増加に向けた取り組みの充実」についてのご要望をいただきました。2024年度は一人でも多くのご門徒に受式の機会が開けるよう「受式奨励リーフレット」を制作し、広く配布しました。また、寺院・教会での執行の一助となるよう、東本願寺公式YouTubeチャンネルにて動画「寺院・教会における帰敬式執行の手順」を公開いたしました。

今後も帰敬式法座をはじめとしたこれまでの継続した取り組みに加え、まずはリニューアルする『同朋新聞』やホームページでの積極的な広報、具体的には、帰敬式の意義や受式者の声、お寺での帰敬式の様子などを紹介し、受式者の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

また、議員お尋ねの「上山への経済的な支援」につきましては、現状、真宗本廟奉仕で上山の際は、「本廟奉仕促進補助金」として、5名以上の団体に「団体補助」を、また参加者がお住まいの都道府県から京都市までの直線距離を目安とした「旅費補助」を行っております。

宗務総長が演説で申しましたように、「本廟に直参する」「年に一度は本廟へ」ということが大切に伝統されてきたのが、我が宗門であることですが、先日、上山されたあるご門徒の方がおっしゃった、こういう言葉がそのことを証しているように思います。こういう言葉があります。

「ありがとう。この感謝の言葉しか私にはありません。私が今座っているこの場所に、ずっと昔から先達の方々がお座りになって手を合わせ、念仏を申されていたんだ。きっとその先達の方々も、この瞬間に感極まったことかと。顔も名前もわからなくても、六字の名（みな）でこのご縁が繋がっていることを感じました」。

お念仏の歴史がこういう形で繋がっているのでありましょう。

今後とも一人でも多くのご門徒が、本廟参拝、本廟奉仕で上山いただくための積極的な取り組みを続けてまいりたいと思います。参議会の皆様におかれましても、ぜひ有縁の方々、多くの方をお誘いいただき、本廟奉仕や団体参拝などで、ご上山くださいますようお願い申し上げます。

### 山田参務

私からは、「「是旃陀羅」問題」についてお答えします。

2023年度から全教区に対して、「是旃陀羅」問題に関する教区説明会の開催を呼びかけ、解放運動推進本部の本部委員が出向してまいりました。現在残すところ2教区となり、いずれの教区も2025年度の開催期日がすでに決定しております。

説明会には、ご門徒の参加する姿も見受けられ、その場の質疑応答で種々ご意見をいただいております。議員お尋ねの説明会での反応については、主だった意見をいくつか紹介させていただきます。

まず、多くの教区でご門徒からいただいた声として、「所属する寺院の住職から本問題について聞いたことがなく、歴史的罪責に鑑みれば、まずは僧侶の学びを徹底すべき」との意見がありました。

つきましては、現在、学習テキスト『御同朋を生きる』を学ぶために、説明会後に教区学

習会を開催し、広く参加を呼びかけるよう、各教区でお願いしております。

次に、説明会では、学習テキストの内容に則して、解放運動推進本部から作成したスライドを用いて説明しておりますが、「この「是旃陀羅」問題をとおして、部落差別問題を学ぶことの意義がよく伝わる内容だ」との声もいただいております。

また、『歎異抄』第3章にあるように、「善人なおもって往生をとぐ、いわんや悪人をや」という教えを大切にす真宗教団が被差別民衆を排除するような体質に変容してしまったことに向き合う必要がある」というご意見や、「中世にまで遡る被差別部落の歴史なども併せて学習すべき」との提起をいただきました。

一方で、部落差別問題が身近な問題として見えにくく、すでに解決した過去の問題と受け取られている地域もあり、そこではいわゆる「寝た子を起こすな」論を訴える声がありました。これに関しては、その場で教区教化委員会のしかるべき役職の方が、大谷派がこの問題に取り組む趣旨や歴史的背景を丁寧に説明してくださいました。

これは、部落差別の解消に取り組む際に、長らく提起されている問題であり、粘り強い取り組みが必要となりますので、本部委員が外向し、各教区と連携を図りながら展開を検討しております。

次に、『同朋新聞』等を利用した広報」についてお答えします。

久保田議員が大切さをご指摘くださいましたように、本問題に関しては「全宗門的な課題共有」ということを第一に掲げてまいりました。

『同朋新聞』については、2024年7月号で特集ページを設け、取り組みの概要についてお伝えしました。この記事をお読みになったご門徒から、内容に関するお尋ねや学習冊子、テキストを求めのお電話を複数回いただいております。

また、毎年12月に宗務所において、「人権週間ギャラリー展」を開催しており、2023年、2024年は「是旃陀羅」問題をテーマにしたパネル展を開催しました。学習テキストの内容を視覚的に考えることのできるパネルとなっており、各教区や組、寺院・教会への貸し出しも行っております。なお、本年も「是旃陀羅」問題をテーマに開催を予定しております。

「是旃陀羅」問題に関する課題共有については、今後ともあらゆる機会と方途を視野に入れ、『同朋新聞』等において周知を図ってまいりますので、ご高覧くださいますようお願いいたします。

最後に、学習冊子『是旃陀羅問題について』及び学習テキスト『御同朋を生きる』の配布については、現在、教区・寺院等の要望に応じて、必要部数を配布しております。

ぜひ、組門徒会研修での「是旃陀羅」問題の学習を計画いただき、その際には、ご所属の寺院・教会やお近くの教務所までお尋ねくださいますようお願いいたします。

【2025年6月8日】